

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

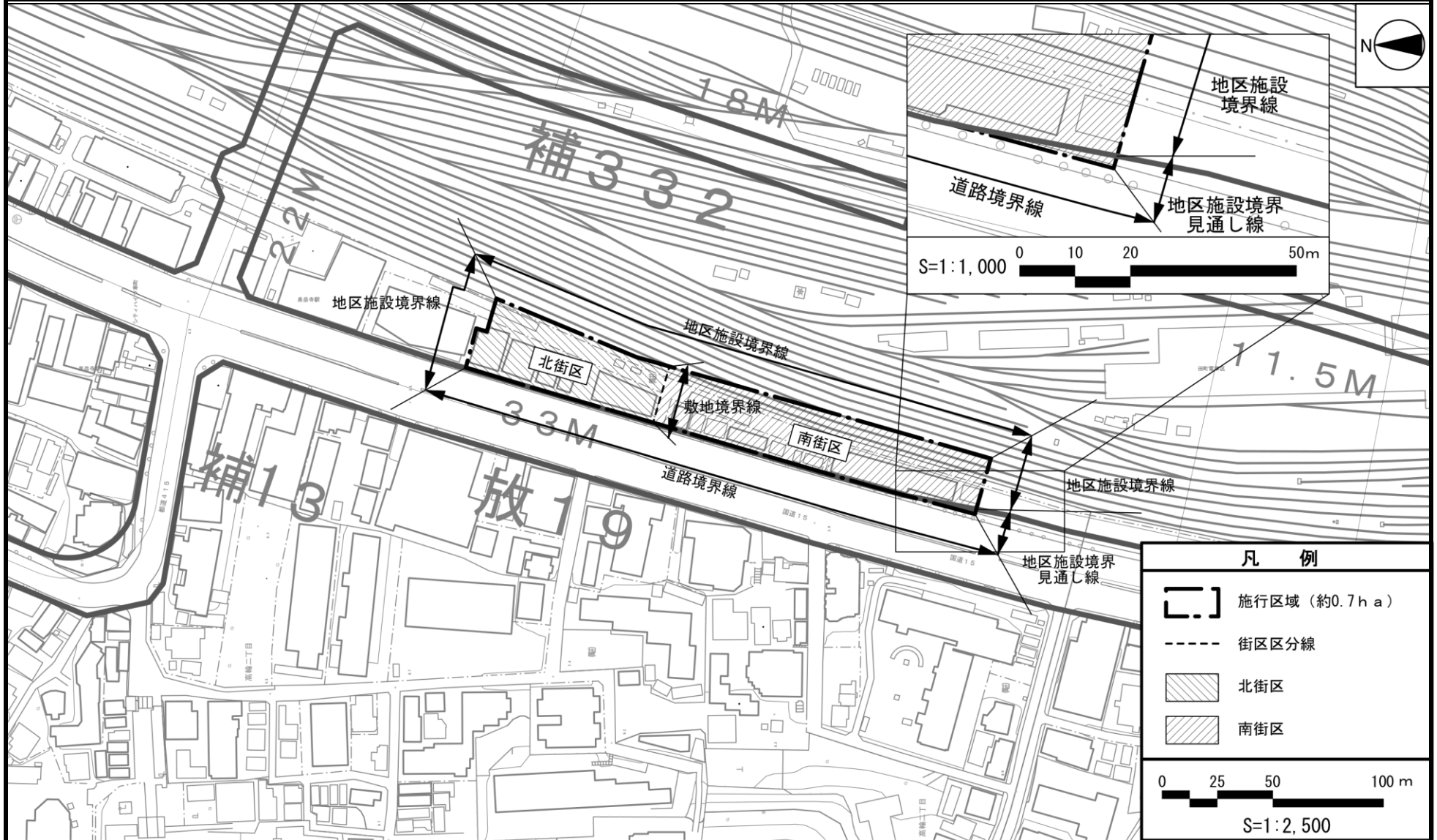
名 称		品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.7 h a				
配置及び規模 の 公共施設の	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第 1 9 号線	別に都市計画において定めるとおり。		一部拡幅
	その他の施設に 関する都市計画	都市高速鉄道	都市高速鉄道第 1 号線分岐線	別に都市計画において定めるとおり。		建築敷地と重複する区域に おいて立体的な範囲を設定
			都市高速鉄道京浜急行電鉄湘南線	別に都市計画において定めるとおり。		
建築物の 整備	街区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	北街区	約 1,400 m ²	約 26,600 m ² [約 24,000 m ²]	宿泊、店舗、駐車場	高層部：115m 中層部：50m	建築物の高さは T. P. +3.5mからによる。
	南街区	約 3,100 m ²	約 39,900 m ² [約 35,300 m ²]	業務、住宅、店舗、 駐車場		
建築敷地 の整備	街区	建築敷地面積	整備計画			
	北街区	約 2,500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場、緑地、歩道状空地及び歩行者通路を整備する。 ・ 都市高速鉄道を整備する立体的な範囲の設定に基づき、建築敷地の一部を複合的に利用する。 ・ 建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは扉は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 			
	南街区	約 4,000 m ²	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの 			
参 考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、国際交流拠点にふさわしい魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

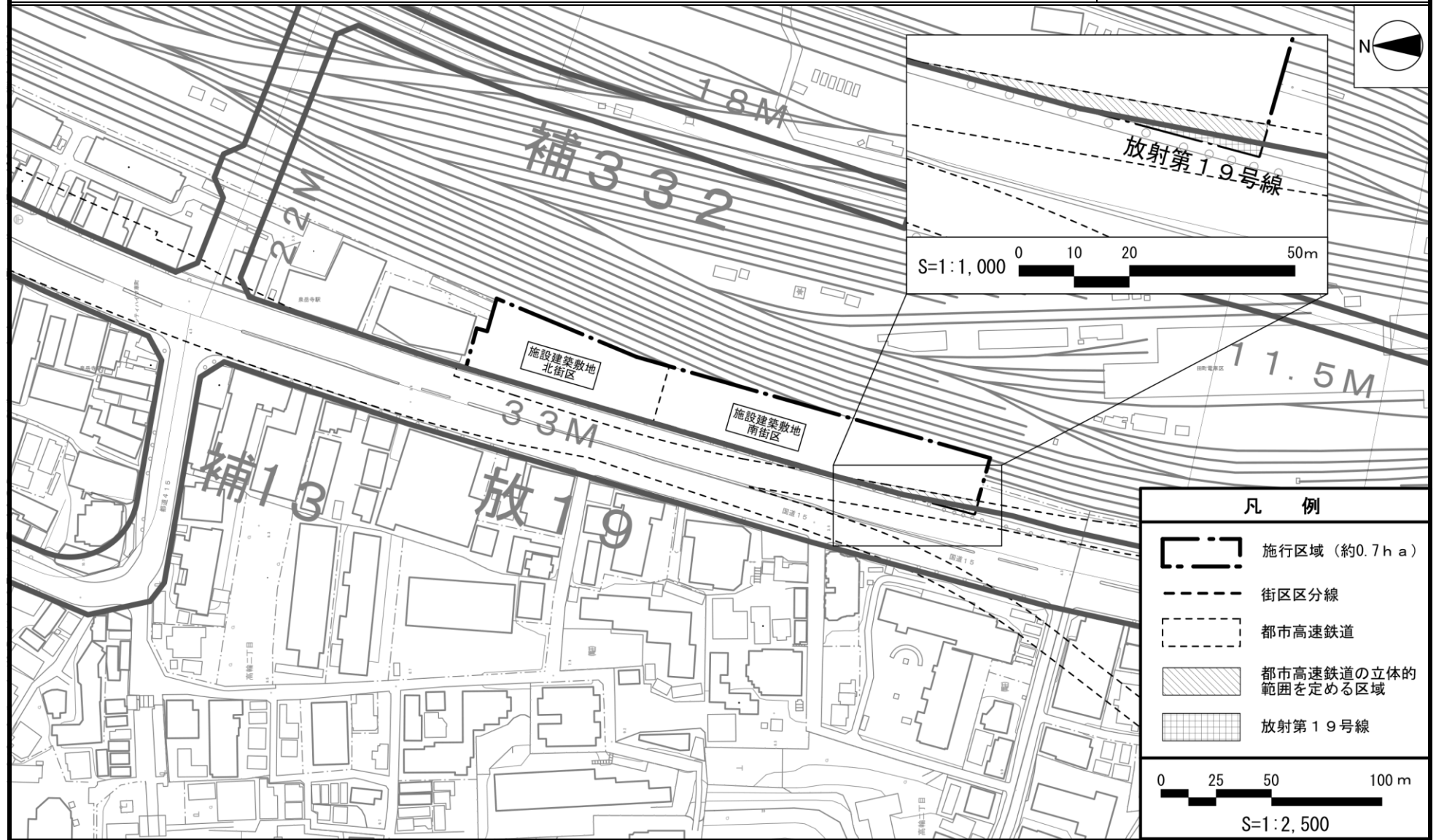
品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域図) [港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

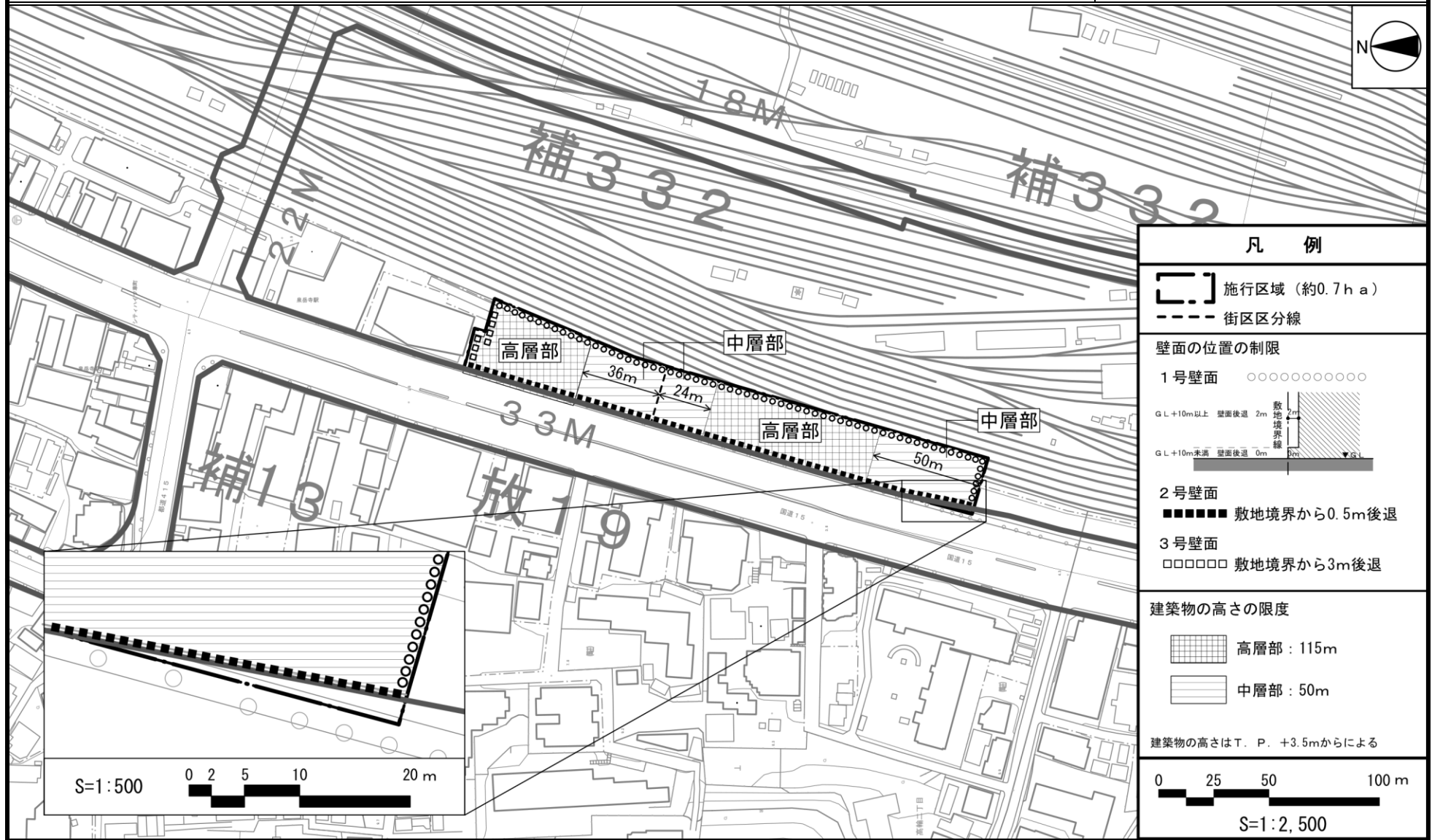
(承認番号) 3都市基交著第60号・3都市基交測第37号、令和3年6月21日 (承認番号) 3都市基街都第148号、令和3年7月28日

東京都市計画第一種市街地再開発事業（公共施設の配置及び品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業 計画図2 街区の配置図）[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)3都市基交著第60号・3都市基交測第37号、令和3年6月21日(承認番号)3都市基街都第148号、令和3年7月28日(承認番号)3都市基交都第5号、令和3年5月19日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 (建築物の高さの限度及び
品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業 計画図3 壁面の位置の制限図) [港区決定]



凡 例	
	施行区域 (約0.7ha)
	街区分界線
壁面の位置の制限	
1号壁面	
2号壁面	敷地境界から0.5m後退
3号壁面	敷地境界から3m後退
建築物の高さの限度	
	高層部 : 115m
	中層部 : 50m
建築物の高さはT. P. +3.5mからによる	
 S=1:2,500	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基交著第60号・3都市基交測第37号、令和3年6月21日 (承認番号) 3都市基街都第148号、令和3年7月28日